

議案第95号

福岡市立高等学校条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、本市の高等学校に係る授業料の徴収に関し所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市立高等学校条例の一部を改正する条例

福岡市立高等学校条例（昭和39年福岡市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条第1項中「及び入学金」を「、入学金及び授業料（以下「授業料等」という。）」に改め、同条第2項中「際に」の次に「徴収し、授業料は、毎月その月分を」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めた場合は、授業料の徴収を猶予し、又は翌月以降の授業料を併せて徴収することができる。

第2条第3項及び第4項を削る。

第3条の見出し中「入学選考料等」を「授業料等」に改め、同条中「入学選考料、入学金及び授業料」を「授業料等」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（授業料の免除）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間の授業料を免除することができる。

- (1) 高等学校が、その都合により、月の全てを休校したとき。
- (2) その者が高等学校から許可を受けて留学し、又は休学し、月の全てを欠席したとき。
- (3) その者が品行方正かつ学術優秀なものであって、教育委員会が特別の事情があると認

めたとき。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 高等学校に入学した者が市外に居住し、かつ、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける場合における授業料の額は、この表の規定にかかわらず、9,900円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において現に在学する者に係る授業料の徴収については、この条例による改正後の福岡市立高等学校条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。